

令和3年2月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和3年2月26日（金）
開会 午後2時00分
閉会 午後2時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員
11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議案
第5号議案 農地法第3条の許可申請について
報告事項2 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより2月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原八壽雄委員、水野洋子委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。 それでは早速ですが、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございますが、申請に至った経緯について、事務局から補足説明させていただきます。</p> <p>譲受人が所有する農地は、市街化区域内の生産緑地指定がされた農地で、北東側で新たな宅地開発の計画があることから、分筆した生産緑地の一部と南側の開発事業で取り残された土地を等積で交換するための申請でございますが、既存農業用水路が、生産緑地と開発残地を分断していることから、事前に市と開発事業者で水路用地の交換を行い分断を解消しています。</p> <p>本生産緑地は、現在袋地のため、今年度は耕作していませんが、本交換により、生産緑地として一体利用できるようになり、開発事業で整備される道路に接続する計画となっています。また、道路との高低差ができることから、進入路の取り付けや水路の付け替え等は開発事業者が整備した後に、譲受人に明け渡すという協議が整っています。なお、排水については、道路に埋設予定の雨水管に排水する計画となっています。補足説明は以上です。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>水野洋子委員、佐藤庸子委員とともに2月21日に現地調査、2月25日に市役所において聞き取りを行いました。</p> <p>申請地は、市街化区域にあり、位置図に示しますように瀬戸街道からの南に約150メートル、西大道ふれあい農園に隣接し、天神川の北側に位置します。申請地の南側は宅地造成が行われております。</p> <p>譲受人の所有農地は3筆ありまして、農振農用地1筆と申請地に隣接した分筆された生産緑地指定の2筆です。所有農地の合計面積は20アールを超えています。</p> <p>所有地の耕作状況は、農振農用地は農協作業委託Aで作業を委託し、それ以外を自営で行っております。生産緑地については同様に農協作業委託Aで一昨年までは耕作しておりましたが、宅地造成で乗り入れが出来なくなり、昨年からは耕作できなくなっております。</p> <p>申請地の営農計画ですが、宅地側の道路用地から申請地への取り付け道路がありません。また、申請地には雑木も繁茂し出しており、</p>

	<p>碎石、コンクリート井溝もあり、耕作できない状態にあります。</p> <p>そこで、調査委員の意見としましては、条件付き許可ということで、譲渡人の責で取付道路の設置、雑木・雑草除去、伐根、碎石除去、コンクリート井溝の移設を条件に認めることとしたいと考えます。なお、市へはそれを進めるための譲渡人と譲受人との間で申請地と生産緑地の一部を交換分合する申請と申請地の北側の宅地造成申請が出ている状況にあります。</p> <p>報告は以上です。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。事務局の見解はいかがですか。</p>
事務局	<p>取り付け道路の設置や水路移設等は、別のところで協議すべき内容で、別のところで担保されるべきものと考えます。申請自体も譲渡人と譲受人の間で協議がされた上で提出されており、土地交換の詳細についても当事者間で協議すべき内容と考えます。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>生産緑地を交換分合する内容が分からなかったため、そのような判断をしました。交換分合については了承がされているのでしょうか。</p>
事務局補佐	<p>生産緑地の交換分合については、3月の都市計画審議会でも協議される予定で、県の方とも協議し、見込みがあることを都市整備課へ確認しています。</p>
若杉満 委 員	<p>3条として申請された以上、農地として利用することが前提となるかと思えます。調査委員としては、開発事業で道路を付けて田として耕作できるようにする確証がないのではということですね。</p>
事務局	<p>3条許可の審査の基準としては、譲受人がしっかり耕作できるかの判断になります。一般的に、3条許可における条件とは、賃借権の設定の場合に、賃貸借の解除条件を示す場合が想定されます。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>譲受人の農業に対する取組は、聞き取りによりしっかり確認できました。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、第5号議案「農地法第3条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第5号議案について許可することに決定しました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、報告事項2「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、5件で3,143平方メートル、主な概要は、城前町地内ほかで、集合住宅1件、一般個人住宅1件、露天駐車場1件、露天資材置場2件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、5件で720.6平方メートル、主な概要は、向町地内ほかで、一般個人住宅3件、集合住宅1件、学童施設1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	今月は特にございません。
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は3月26日(金)午後1時30分から講堂2にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>